

住居確保給付金（転居費用補助）の申請におけるご協力のお願い

守口市生活困窮者自立支援事業窓口
くらしサポートセンター守口
TEL: 06-6998-4510
<http://www.yarukimitekure.com/moriguchi/>

住居確保給付金（転居費用補助）の利用を希望される方より、「入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1）」への記載および交付を、申請者から不動産所有者・不動産管理者の方をお願いすることとなりますので、その際はご協力いただきますようお願いいたします。

住居確保給付金（転居費用補助とは

著しく収入が減少し、家計改善のために無理のない家賃の住宅への転居が必要な方を対象として住宅費の初期費用の支給と、くらしサポートセンター守口による生活、仕事相談、家計改善支援等を実施し、住宅の確保とくらしの安定に向けた支援を行います。

- ・対象者：著しく収入が減少し、家計改善のために無理のない家賃の住宅への転居が必要な方
- ・支給条件：世帯人数に応じた一定の収入額・貯蓄額を下回り、家計改善支援を受ける方
- ・支給上限：単身世帯 117,000 円、2 人世帯 141,000 円、3～5 人世帯 153,000 円
6 人世帯 165,000 円、7 人世帯～ 183,000 円

※転居先への家財の運搬費用、

転居先の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、保証料、保険料）

- ・支給方法：不動産所有者・不動産管理者等へ守口市から代理納付

※支給額以上の差額についてはご本人からの支払いとなります

制度に関するお問い合わせは、くらしサポートセンター守口までお願いします。

給付金申請にご協力をお願いしたい点

★申請書類『入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1）』の記入

申請書類の 1, 2 ページをご記入・ご捺印いただき、申請者ご本人にお渡してください。3 ページの申請者記入欄を申請者本人が記入し、くらしサポートセンター守口へ提出する流れとなります。

★転居に要する費用の確認書類

初期費用に加え、転居にかかる費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額および内訳が確認できる書類の発行してください。内容に不明点がある場合はくらしサポートセンター守口や守口市担当課よりご連絡させていただく可能性もございますので、その際はご協力をお願いいたします。

支給までの流れ

1. 『入居予定住宅に関する状況通知書（様式 2-1）』に必要事項をご記入いただき、申請者にお渡してください。
2. 申請者ご本人が必要書類を取りまとめ、くらしサポートセンター守口に申請します。
3. 申請書類がそろった時点で審査を開始いたします。※ 1
4. 審査完了後『入居予定住宅に関する状況通知書』にご記入いただいた口座に守口市から振込いたします。※ 2
振込名義：モリゲチセキツクシ
5. 「支給決定通知書」の写しは、申請者から受領してください。

※ 1 申請～支給まで審査等があり、1 ヶ月以上お待ちいただく事をあらかじめご了承ください。

※ 2 守口市からの入金、上記の支給上限額のみとなり、支給額を超える差額はご本人からの支払いとなります。